

オピニオン

人生のおしまいは自分流で

山崎俊二・葬送の自由をすすめる会中国支部長



自然葬を考える

NPO法人葬送の自由をすすめる会(本部・東京)は1991年の発足以来、海や山などに遺灰をまく自然葬の普及に努めてきた。あわせて葬送基本法の制定運動を通じ、法的な裏付けも求めている。自然葬をめぐる現状について、山崎俊二中国支部長(87)に聞いた。

(聞き手は論説委員・木ノ元陽子、撮影・天富智則)

「自然葬そのものを『法に触れるのでは』と心配する声があります。

葬送に関する現行法は「墓地埋葬法」です。墓地以外での埋葬を禁じており、戦後間もない48年にできました。土葬が多い

時代、「伝染病」の拡散防止が目的だったようです。遺灰をまく葬送は想定しておらず、よつて同法の対象にはならない。私たちの会が初めて自然葬に踏み切った91年に、法務省・旧厚生省とも「違法ではない」との見解を示しています。

（支部長87）

「ではなぜ『葬送基本法』が必要なのでしょうか。

『違法ではない』では不十分です。黙認してもらっているみ

ります。慣習や世間体たいでしょ? 傷病や自然葬への関心が高い。会がこれまでにお手伝つた葬送を行つていなんといふ権利を、明確に認めるべきで

す。選択肢の一つが自然葬。会

では議員立法を目指し、運動を広げています。

「そもそも、自然葬とはどんな考え方に基づくものですか。

自然葬は「祭祀として節度

あります。2001年の芸予地震で倒れた墓石が放置され、草が茂っていた。地元の老人会有人間も自然界の一部。だから化が進んで中断している。守る自然に還ろうという考え方です。万葉集にも遺灰をまいて亡き人をしのぶ歌があるように、もども日本伝統的葬法だったのです。

（支部長87）

「行き倒れ墓」と呼ばれる墓があります。2001年の芸予地震では行わないと、死後を見つめて準備を怠っています。墓石が放置され、草が茂っていた。地元の老人会有人間も自然界の一部。だから化が進んで中断している。守る人がいないと、迷惑な墓になってしまいます。それでは故人がかわいいそうです。

（支部長87）

（支部長87）